

太田市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月17日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第73号

太田市公印規則の一部を改正する規則

太田市公印規則（平成17年太田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表のうち第2号の表8の項中「大和古典」を「古印体」に、「9」を「8」に、「12」を「11」に、「戸籍簿用」を「戸籍簿訂正用」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月17日から施行する。